

清末山西における鉱山利権回収運動と青年知識層

土屋 洋

はじめに

日本における利権回収運動、ならびにそれと密接に関連する対米・対日ボイコット運動や四川保路運動（鉄道国有化反対運動）の研究は、それら運動が辛亥革命の直接・間接の前提になっているということから、辛亥革命の歴史的性格、ひいては中国における「近代」を考察する上での重要な課題として、戦後間もない頃から着手されてきた。概してこれら従来の研究は、その特色として、運動の考察を通じて中国における資本主義の発達を読み取ることに力点を置いていた、ということが出来る。ここでは、ナショナルリズムや国民国家といった問題について語られることもあったが、しかしながら、そうした政治的諸問題は、それそのものとして正面から考察

されることはなかった。つまり、緻密に運動の政治過程が考察されるとしても、その過程は当時の経済的条件にもとづくものとして、それに置き換えて初めて議論がなされてきたのであり、一国の発展段階論を基軸とする社会経済史的文脈に還元されてはじめて語られたに過ぎなかったのである。

例えば、清末以降の対外ボイコット運動ならびに利権回収運動に対し最も包括的な検討を加えた菊池貴晴氏は、こうした一連の運動の性格を概括して、「ボイコット運動は、いわば弱体な民族資本が各階級の援助をうけ、その最も基本的課題である国内市場の指導権を外国資本から守り、自らも発展しようとする闘争なのである」と述べるように、「民族資本」の形成と運動の発生との因果関係を重視する。同時に、「中国における民族意識は、アヘン戦争、太平天国革命、日清戦

争、戊戌変法、義和団事件を經由して徐々に形成されるが、要するに資本主義の成長発展に即応したものである」と述べるのであり、またそのような民族意識は「外貨や外資に反対して、国内市場を確保・拡大し、民族の名の下に民族内部の階級闘争を麻痺させようとする利己的」な資本家層の狙い一端を發するものとする。つまり資本主義の發展とともに、エゴイズムをその属性とする資本家層によって「民族意識」が階級イデオロギーとして喚起され、そうした「民族資本家」が、自らの利害関心にもとづいて運動を引き起こす、という理解がなされるのである。⁽²⁾

本稿が考察の対象とする山西の運動についても菊池氏は專論を残しているが、そこでの氏の議論も一連のポイコット運動における議論と軌を一にする。氏は山西を「後進地」と位置づけつつも、やはりそこでの運動は、「民族資本」の發展を前提としてはじめて起こりえた、とする。したがって、運動の主体も当然「民族資本家」と規定され、彼らが發揚するナショナリズムによって運動が進展するものとする。ただ、山西は何分「後進地」で資本蓄積も少なかったため、ナショナリズムの赴くところ強引に利権が回収されても、その後経営に行き詰まり、官僚に援助を仰ぐといった封建色を強く残す

こととなった、と結論づけるのである。

しかしながら、運動の主体を氏が言うように「民族資本家」とする点には、疑いを容れる余地がある。本稿が山西という地域を問題とするのも、菊池氏同様「後進地」における運動のあり方を考察することで、清末における一連の運動の性格をあらためて把握しなおしたい、という意図に發するが、では一体、「後進地」である山西においても、菊池氏が「嵐のようなナショナリズム」と称するほどの激しい運動が展開したのは何故なのか。山西を「後進地」と規定するからには、運動の誘因を一元的に「民族資本」の成長に帰するのではなく、別の運動の力学があつてしかるべきであろう。果たして菊池氏が述べるように運動の主体を「紳商＝民族資本家」とすることは可能なのか。

本稿はこのような関心から、この運動に関わった各勢力の姿勢、意図、および各勢力間の関係等について、運動の具体相に即した考察を行い、菊池氏の「民族資本家」論の妥当性を検討することを意図する。このような検討は、あらためてこの運動の歴史的性格を把握すること、ひいては清末における一連の運動の全体像を検討する手がかりにもつながるであろう。

一 礦案の禍始

山西における運動は、イギリス企業である福公司との鉞山開発に際する借款契約を発端とするが、そうした共同事業は、日清戦争以降資本輸出が可能となった日本および欧米各国の中国進出と、洋務運動以降の改革的気運が高まるなか、富国強兵を果たそうとする清朝側の目論見との狭間で生じることとなる。

光緒二一（一八九五）年、清朝は富国策の一環として、御史王鵬運の奏請にもとづき、諭旨を發して、官の監督下で「商弁」を許し、富裕で声望ある「紳商」を公挙して局董に任じ、各省城に商務局を設立するよう各督撫に命じた。^④これは各地の産業を活性化させ、「商利」の拡大を期するもので、この命を受けた山西巡撫胡聘之（一八九五〜九九在任）は、山西出身の刑部候補郎中曹中裕、候補道冀以和、候選知府劉篤康等を起用し、省都太原に商務総局を設立する旨を上奏した。^⑤局員として挙げられた人物は、官職から見て捐納買官の紳商層に相違ないが、商務局はこうした地域の富裕層を参与させることで、財政窮乏のなかで在地の民間資本を利用した

富国策を推し進め、同時に全国的に商秩序を整備することに よる課税強化、ひいては政府収入増加を目指して設置されたのである。^⑥山西商務局が設立されると、鉞山開発、鉄道敷設等の事業に着手すべく、早速「山西商務総局集股章程」が作成され、資金の募集が開始された。^⑦

この商務局を設立した巡撫胡聘之は、後に福公司との借款契約を批准する当の本人であるが、光緒二二年には総理衙門に宛てて、「晋省の煤鉄の利は天下に甲たり。太原、平定、大同、澤（州）、潞（安）等の属、所在に皆な有りて、ほとんど之を取るも尽きず。此の財用匱乏なるに当たり、正に宜しく法を設けて攻採し、以て利源を開きて国用を佐くべし。臣去冬任に抵るの後、即ちに経でに周く諮り博く訪い、弁法を籌議す。大抵本地の開採は、専ら人工を恃み、利を獲ること甚だ微かなれば、必ず須からく改めて機器を用うべくして、西法を按照して採取し、出貨多く且つ速かにして、事半ばにして功倍するを期すべし」と述べ、山西の鉞山資源を「国用」に資すべく、大規模に開発することを提案している。胡聘之は、当時創刊された変法派の雑誌『時務報』を所属の官僚や書院の学生に閲覽させていた、^⑧というから、変法派に対しても一定の理解を示していたものと考えられるが、そうした彼

が「西法」による効率的採掘を目指したことが、後日における借款契約の締結を大きく促すことになる。

山西においても、一八八〇年以降アヘンおよび綿花、綿布等を中心とする外国商品の流入はきわめて顕著であった¹⁰⁾。とりわけ日清戦争以降、日本が中国への企業進出の足がかりを得ると、同時に最恵国條款を有する各国もまた利益の均霑にあずかって、各々清朝と交渉することによって鉱山権区域を定めるとともに、外国商人は争って鉱山に対する投資の方法を講じるようになった。こうしたなか、山西の豊かな鉱山資源に着目し、その採掘権獲得を画策した外資企業がイギリスの福公司（北京シンジケートあるいは英伊シンジケート）である。福公司は一八九七年春ロンドンにおいて、イギリスおよびイタリアが共同出資して、当初資本金二万ポンドで設立された企業で、イタリア駐華大使館のアンジェロ・ルザッチ（Commandatore Angelo Luzatti 中国名 羅沙第）が初代の支配人に着任した¹¹⁾。

福公司は、ひとまず『老残遊記』で知られる候選知府劉鶚および総署章京方孝傑ら他省の紳商による「商弁」の晋豊公司と手を組み、福公司からの借款に基づく晋豊公司の「独自開弁」を主内容とする契約を取り付けようとする。その草案

は、光緒二十三年九月初三日に胡聘之からの批准を得、さらに翌二四年には、より体裁が整えられた『晋豊公司弁礦章程底稿』が二〇条にわたって取り決められた¹²⁾。この章程は、海關税を抵当とした国家による借款・開業はもはや不可能で、官の指導下での「商借商還」がもっとも流弊少なし、とする劉鶚の考えに発するものであったが、劉鶚および方孝傑に対する周囲からの風当たりは厳しく、山西京官の御史何乃瑩や左都御史徐樹銘等から弾劾の声が上がると、正式な契約には至らなかった¹³⁾。何乃瑩は山西商務局局員に挙げられた人物で、この弾劾も、他省の紳商の介入を嫌った紳商同士の利権争いとも見えることもできよう。

ここで弾劾を受けた劉鶚、方孝傑ならびにその晋豊公司について、その名義を章程上から一律削除し、すべて山西商務局に肩代わりさせることによって、光緒二十四年閏三月二十七日総理衙門が議定具奏し、四月初二日同衙門において福公司のルザッチと山西商務局の曹中裕との間で調印がなされたものが、二〇条にわたる『山西開礦製鉄以及轉運各色礦產章程』（以下『章程』）であった。

その主な内容は、第一条に「山西商務局は山西巡撫の批准を稟奉し、孟県、平定州、潞安、澤州と平陽府属の煤鉄より

以て他処の煤油に及ぶまでの各礦を專弁す。今批准せる各事を將て、福公司に転請して弁理せしめ、六十年を限りて期と爲す」⁽¹⁷⁾、第二条に「山西商務局は山西巡撫の批准を稟奉し、自ら洋債を借り、一千万兩の数を過ぐるを得ず」とあるように、山西商務局は一〇〇〇万兩を限度とする借款を得ること、山西巡撫に認可された山西省内一県一州三府の石炭・鉄鉱および他地域における石油の採掘「專弁」権を、六〇年を期限として福公司に「転請」して業務を委ねる、というものであった。要は、該地の採掘独占権を、借款と引き換えに期限付きで譲渡したもの、とひとまず理解できるであろう。同時にここで、実際の業務は福公司総董がこれを取り仕切り、商務局総弁はそれに協力すること（第三条）、利益の配分として、毎年総生産高に依じて鉱区使用のための生産者税として五パーセント、ならびに純利益の二五パーセントが配当金として清朝政府に支払われること（第六条）等といった点も確認された。⁽¹⁸⁾

ところで、この『章程』の調印までに至る間、福公司側は、イギリスおよびイタリア公使を通じて、早期の『章程』成立を求める圧力をしきりに加えていたのではあるか、もとより一方の清朝側も、総理衙門がこの契約への裁可を求めた奏摺

に「若し深く閉じて固く拒めば、うたた利権の旁落するを恐る。何ぞ豫め之が地を爲し、猶お操縦すること自如なるを得るに如かんや」とあるように、⁽¹⁹⁾ 各国の圧力による利権喪失の危機を感じ取っていながら、あらかじめ機先を制して章程を取り決めることで、無制限な進出を防ぎ、「操縦すること自如」という有利な状況にもっていけるという認識を抱いていた。こうした認識が、一方で清朝をこの契約の締結へと向かわしめたのであるが、その背後には、「現在中国の商情、股を集むること易からず。僅かに土法を用いて開採するのみなれば、実に効を成すを觀難きに係る」と同奏摺で述べられるような、国内資本の不足と採掘技術の遅れという現状があったのであり、そうした状況下で富国策をなんとか進めようとしたところに、借款契約を結んで外国企業をうまく利用していこう、という積極的ねらいを抱く余地が清朝に生じてくるのである。

こうした清朝の姿勢は、この『章程』成立の同年光緒二四年十月六日に、同年設立の礦務鐵路総局ならびに総理衙門会同のもと奏定された『礦務鐵路公共章程』からもうかがうことができる。当時の清朝の礦務行政は、まだ全国に通行する法規が存在しない状況であったが、これによって初めて礦務

についての全国に通行する規定が示されることとなった。ここでは主に、自国資本が十分の三以上あれば外国資本を導入して開礦しうる、という内容が示されたのであるが、これも「官弁なれば則ち公款籌り難く、商弁なれば則ち私財給らず、官商合併なれば則ち商惟だ制を官に受くるを恐れ、亦た信を民に取り難く、瞻顧して徘徊し、事機坐ながらにして失す。是れ惟だ華商承弁し、洋股を附すを許し、互いに相い維制せしめば、此の法誠に良し」という官も商も鉾山開発の資本を拠出できない苦しい状況において、機会を逃すことなく開礦を緒につけるため、外資を導入して商弁で事業を始めよ、とする伍廷芳の提言にもとづくものであった。²⁰⁾ここからも清朝の外資導入に対する積極性がうかがえよう。

このように、山西における『章程』は、洋務から変法へと改革的気運が高まっていく当時の清朝にあって、富国強兵という目標がより切実なものとして受け止められるようになる一方、鉾山開発という巨額の資金と技術を要する事業に着手する術を官も商ももたない状況で、なんとかそれを推し進め、早期の成果をあげようとするための窮余の策であった。この『章程』の締結を、後の運動家は売国的行為と批判するのであるが、しかしながら必ずしもそうした批判は当たらない。

『章程』は当時置かれた状況のなかで富国強兵を果たそうとするための可能な選択肢の一つであったのである。ただ、この後義和団事件を経て、各国による圧力がますます高まっていくなかでは、もはやこの『章程』訂立時に見えた「操縦すること自如」たらしむという清朝の目論見は、たかだか二〇条の原則的合意に過ぎないこの契約に依ってては、崩れていかざるを得なかった。

さて、清朝のこの『章程』に対する姿勢は以上のようにであったが、一方、商務局に集った紳商層が『章程』の成立とどのように向きあっていたのかも同時に検討する必要がある。

当時の紳商層は、清末民国期の山西の状況をよく伝える太原県居住の一人劉大鵬の日記によれば、次のように描かれる。

各州県の郷紳、皆捐納の階職に由りて寅縁、奔競し、宰官に讒媚して得たりとす。一たび公事に遇わば、官勢を藉り利を漁りて民を害し、官も亦た依りて爪牙と為し、百姓の脂膏を賤削す。名は郷紳と曰うも、其の実市儂なり。²¹⁾

ここでは、表向き「郷紳」と呼ばれるが実は「市儈（商人）」であるという、まさに紳商と呼ぶべき者たちの、捐納で得た

官職をたよりに利を漁る姿が、反感を込めつつ描かれている。劉大鵬は、儒教的教養に根ざした伝統的知識人であり、このような保守層からすれば、紳商層のひたすらに営利活動に従事する姿は、この記述するところのように映ったのであろう。晋豊公司の劉鶚は、こうした紳商の営利主義こそが、利の源泉である利権を守ることにつながり、外国企業と結託しての不正を防ぎ、ひいては民にも裨益するとして、これを是認していた²³。だが『退想齋日記』の作者同様、保守層からはそうした紳商の営利主義的な在り方こそが激しい批判の対象となっていた。御史である何乃瑩と徐樹銘が劉鶚および方孝傑を弾劾した、ということは先に述べたが、この他にも『章程』訂立までに至る間、山西籍の官紳の間からは、劉鶚、方孝傑や商務局局員に対する批判・弾劾の声がいくつかがあっている。そうした主張を代表するものとして、山西の挙人張官等による都察院への呈訴がある²⁴。ここでは批判の矛先が、晋豊公司の劉鶚、方孝傑ならびに商務局総弁曹中裕および賈景仁へと向けられ、「撫臣利を興すの挙に急ぎてより、外洋遂に窺伺の端を起こし、而して私図に便せんと欲する者、劉鶚、方孝傑、賈景仁、曹中裕の若きは遂に群起して力めて之を成さんとし、国家の利害を計らず、輿情の順逆を顧みず、

只だ自ら貪囊を飽かずを期するのみにして、実に已に國本を隠かに傷つけり」というように、彼らが、胡聘之の性急な富国政策に便乗して、国益も世論も顧みず、私利を貪るためだけに事業を進めていた、と述べられる。更には「現に聞くならく、方、劉、賈、曹の四人、都門に群集し、賈景仁屢しば義、俄両国の人及び方、劉二人に請いて、暗中慫慂し、外洋を挟みて以て自ら固め、必ず為さんと欲する所を為さんと欲す。而して洋人も亦た該員等の詭謀に憑藉し、以て其の驕志を逞しうす」と、商務局と福公司の癒着のさまが明々白々に述べられるのである。

もっとも、こうした劉鶚や商務局局員に対する批判をそのまま事実として鵜呑みにすることはできない。張官は、鉞山開発に際して「土人を以て土法を行うに若く莫し」と旧態依然の採掘法に従うことを提案し、それによって「設し其れ利あらざるも、而れども亦た国を損なう無し。豈に甚だ善からずや」と述べるように、典型的保守層に属する。したがって、性急に利を求めると紳商層の姿勢を批判するこうした主張から、必ずしも彼らを清朝や人民の利益に反する存在であったと考える必要はなからう。むしろここで考えるべきは、彼らが利を興すことに性急であったという点であり、そうである以上、

当時の民間資本が未発達で、独力で事業を起こすことが不可能な状況においては、大きな資本と技術力を有する外国企業との共同事業は、彼らにとって大きな魅力と感じられたであろう、ということである。『支那経済全書』は、前述の『礦務鐵路公共章程』の制定以来、外国企業による対華投資は増大し、それとともに「氣運ノ向フ所ニ從ヒ外国商人ト共同シ又ハ其承弁ニ委ネテ坐ナガラ採鉱ノ利益ヲ獲得セントスル」紳商層が多く出現したと述べているが、これは、自らの資本は少なくとも、事業を行うための資金と技術を上げ、安定した利益を見込める外国企業との事業提携に、紳商が雲集していったことを示すよい例証であろう。山西商務局も、当初は八〇〇万両を全国から募集しようとしたが、結局は七〇余万両を集めえたと過ぎなかった。²⁷⁾ こうした資金不足こそが、利を急ぐ紳商たちをして、福公司との事業提携へと積極的に向かわしめたのである。彼らが利を求める以上、外国企業との提携は必然のものであった。

二 運動の前哨

―官僚・紳商層の対応―

山西における義和団の運動も熾烈を極めたが、こうした混

乱によって、『章程』の成立以降も福公司是山西において何ら具体的な活動を進めることなく、数年の空白期間が存在した。一方の清朝側も、この間の八カ国連合軍の北京占領から北京議定書へと続く各国からの更なる圧力の高まりに、当初想定していた「操縦すること自如」たらしむという礦務政策における企図は、次第に崩れていった。

光緒二十七年（一九〇一）十一月、危機感を強めた清朝が、山西、河南における鐵路および礦務の利権保護を命ずる上諭を発すると、²⁸⁾ 時の山西巡撫岑春煊（一九〇一〜〇二在任）は省内礦務の調査を行い、その結果、総署にあてた公稟中で「（光緒二十四年）當時に在りては総署の諸君、外情を熟悉し、或いは其の時の国力尚お強きを以て、別に操縦の術有りしも、今は則ち時艱愈いよ亟かにして、抵制愈いよ難し。若し預め補救の方を籌らざれば、則ち全晋の利權將に佔せられん」と述べ、²⁹⁾ 現状で『章程』に依拠しては、もはや「操縦の術」は手にしえないと認識するに至った。彼は、とりわけ『章程』第一条の問題点として、

①六〇年という期限は『章程』の成立時から起算するのか、それとも開礦時から起算するのか。福公司に「專弁」を許した三府一州一県が広大で開礦地が一個所に止まらない以

上、仮に開礦時から起算すると、ある鉱区は期限が切れても、別の鉱区はまだ切れないということが起こり、期限が果てしなく延びる恐れがある。

②「他処煤油各礦」の六字については、まったく地域の限定がないため、無制限に侵占を被る恐れがある。

と指摘した。岑春煊はこうした『章程』の不備に対する対処策として、福会社が事業に着手していない現段階で、福公司への開採許可地において開弁を行えば、福公司はその後それを侵す理はないとして、「公法」に依りつつ先行して開発を行う案を示した。しかし、岑春煊のこの策は実行に移されることなく、次期の趙爾巽に引き継がれることとなる。

護理巡撫の山西布政使趙爾巽（一九〇二—〇三在任）も岑春煊と同様「利権旁落し、操縦すること自如なる能わず」という状況へと陥ることに危機感を募らせていた。そこで彼は、岑春煊の政策を引き継ぎ、福公司に先じて省内の鉱山開発を進める意を決し、豊晋礦務総公司を設立した。これは、『章程』第一条に記載された以外の地区・鉱種を先行して開発し、更なる福公司の進出をくい止めることを企図するもので、省の内外から幅広く資本を集め、その経営は、祁県有数の票荘の出で、光緒十八年に進士となって以降、外務部主事、

日本横浜総領事、雲南布政使、三品京堂などを歴任し、当時の山西随一の名望家であった渠本翹⁽³⁰⁾以下、内閣中書常棣華、翰林院庶吉士蔡尙、刑部郎中楊履晋、吏部主事李廷颺、戸部主事谷如墉、工部主事成連増、直隸候補道董崇仁、前甘肅平涼府知府龐璽、直隸試用知府曹潤堂、江南試用知縣李作楷、舉人常麟書等の山西籍を有する官僚・紳商層に委ねられた。⁽³¹⁾

だが、資本募集がままならなかったのか、この豊晋礦務総公司がその後事業に着手した形跡を見ることはできない。

このように岑春煊および趙爾巽は、もはや「操縦の術」を手にしえないとして、『章程』の不備を指摘し、福公司への対抗策を講じていった。彼らは、胡聘之とは異なり、福公司に対してより強い警戒感を抱いていたのである。岑春煊等のこうした政策は、畢竟福公司を山西より排除する方向につながることも考えられる。だが、ここで留意すべきは、岑春煊が例えば、「富国の本、路礦を先と為す。礦は利を生むの源たりて、路は乃ち利に通ずるの具なり」と述べるように、岑春煊および趙爾巽も、胡聘之同様富国への強い意欲をもっていった、ということである。福公司に対する牽制は今後も継続して行われるが、富国の希求と福公司への脅威との狭間で、結局官僚層はこの問題にどのような決着をつけていくのである

うか。

福公司に対する官僚層の危機感が強まるなか、光緒三〇年（一九〇四）から三二年にかけて、山西のこの問題をめぐる福公司与清朝との交渉が断続的に行われることとなった。ここでは外務部の命を受けた時の鉄路大臣盛宣懷が、ルザッチに代わって福公司総董の任に就いたイギリスのジョージ・ジャメイソン（George Jamieson 中国名 哲美森）との間で直接に交渉を行った。この交渉はもちろん、高まりつつある反福公司の気運に導かれたものであったのだが、結論から先言え、この交渉は福公司の撤退を求めてなされたものでは必ずしもなかった。すなわち鉞山開発における福公司との「合弁」を求めてなされたものであった。

清朝側のこの交渉に際しての当初の姿勢は、借款は得ているものの事業を行う権利を有するのは商務局であって、福公司の独占権を認めることはできない、というものであった。³³⁾

「専弁」権は商務局にあるというのである。しかしながら、『章程』第一条に商務局に与えられた「専弁」権を「福公司に転請して弁理せしむ」とある以上、ジャメイソンはそれを認めるはずもなく、「晋礦の利権、もと商務局に給与さる。

但だ該局已に転じて福公司に授与し、六十年を以て期と為さ

ば、更動する能わず」と一蹴した。³⁴⁾ 盛宣懷はこの『章程』を買い戻すことよっていったん白紙に戻そうと試みもするが、提示された二〇〇万ポンドという額は到底拠出できるものではなかった。³⁵⁾ そこで清朝側が改めて提示した案が、製鉄所設立の「自弁」と鉄鉱および石炭採掘の「合弁」である。福公司是、製鉄所の「自弁」と鉄鉱の「合弁」については、福公司の要求であった澤道鉄道の借款受け入れを清朝側が妥協したので、概ねそれを認めた。だが、山西でもっとも豊かである石炭の採掘権については、「鉄礦已に合弁し、再た煤礦の合弁を要むるは、中国未だ便宜を估むること太だ過ぐるを免れず」と清朝側の石炭「合弁」の要請をはねつけたのである。³⁶⁾

結局、中国側のこの主張は通らないまま光緒三一年（一九〇五）六月初一日、盛宣懷と福公司との間で『中国擬設山西鎔化廠並合弁山西潞澤平孟礮務合同四条』（以下『統訂合同』）が締結されるに至った。主な条項を以下に示そう。

一、山西商務局は専弁を批准せらる平定州、孟県、澤州府、潞安府と平陽府の煤鉄より以て他処の煤油に及ぶまでの各礦を將って、光緒二十四年商務局は福公司と合同を訂立し、福公司に転請して弁理せしめ、六十年を限りて期と為す。現今議定すらく、中国は福公司と

以上の平、孟、潞、澤等の処の鉄礦より以て化鉄需要の煤と煉焦爐に及ぶまでを合弁するを願ひ、福公司は中国の合股して開弁するを允すと。…以上指す所の各処の煤鉱に至りては、如し亦た合弁を願意すれば、時に届りて山西商務局より福公司与再び商議す。

二、中国国家自ら資本を籌り、晋省に在りて鎔化廠を設立するを准す。中国と福公司合弁の鉄鉱の鉄砂を將て、交して国家の鎔化廠より、鉄軛に煉成す。³⁷⁾

このように、この『統訂合同』は、あらためて『章程』第一条の「專弁」権が福公司に「転請」されたという点を追認し、その上で該地の鉄鉱および製鉄用の石炭、溶鉱炉に限って「中国」と「福公司」との間の「合弁」を認め、さらに第二条にあるよう中国側による製鉄所の独自開設を可能とするものであった。³⁸⁾懸案であった石炭採掘の全面的「合弁」については結局実現には至らなかったが、第一条の最後に、「合弁」が望まれる時には両者により改めて協議するという旨が記され、「合弁」への足がかりは残すことができた。

この『統訂合同』では、鉄鉱に限られるとはいへ、福公司の事実上の「專弁」から両者による「合弁」を獲得したのであり、「製鉄」権に至っては、それを完全に手中に戻すこと

ができた。したがって、この『統訂合同』の締結は利権回収において、ひとつの前進であった、ということもできよう。

ところがこの『統訂合同』は、後の運動家たちから激しい批判を浴びることとなる。というのも、これが『章程』の内容を追認することで、山西の最も豊かな鉱山資源である石炭の採掘権を福公司に譲渡し、その「自弁」を放棄してしまつたからに他ならない。そもそも、盛宣懷は交渉において、「自ら廠を設けて製鉄を行うに至りては、実に権利を保守するの第一の要著に係る」と述べるように、³⁹⁾製鉄所「自弁」の獲得こそを、交渉の第一目標としていた。『章程』を買い戻そうと試みたのも、まさにこの目標のためであったが、彼がそれほど製鉄所の「自弁」を重視したのは、山西巡撫張曾敳（一九〇三〜〇五在任）への電文で「福公司の合同内に製鉄の字様無しと雖も、而れども原文の題目に之れ有れば、彼必ず内地に在りて廠を設けて鎔鍊せんことを欲さん。此れは則ち香帥（張之洞）手づから創むるの鉄廠に関係すること甚だ重し。已に外務部に電して、堅持するを請ひ、部力めて阻むを允す。祈るらくは力を合わせて阻止せんことを」と述べるように、⁴⁰⁾福公司の手によって製鉄所が設立されると、張之洞創設の漢陽鉄廠の利益を大きく損なうことになるからであった。こう

した事情から製鉄所「自弁」を盛宣懷が優先したわけだが、そうした以上、鉞山採掘権の回復までには十分に手が回らず、また製鉄所を建設し、さらに鉞山開発まで「自弁」を行う資金的余裕もなく、結局製鉄所を優先した時点から鉞山開発については「合弁」を企図していたものと考えられる。

そもそも盛宣懷は、当初から福公司との「合弁」策を練り上げていた。光緒二十九年九月二十九日の張曾敷に宛てた電文で彼は、「晋礦、福公司が合同を訂してより、三晋の礦權全て英の握に帰す。…合同を毀らんと欲するは断じて弁到し難きも、法を設けて阻止するはなお行ふべきに似たり。務めて請うらくは速く勸礦買地公司を設け、先に産鉄の処所を將て趕緊ぎて収買し、彼の先に佔むる所と為るを免れん」と述べ、勸礦買地公司を設立して福公司が事業に着手する前に土地の先行買い占めを行うよう張曾敷に要請している。これは「凡そ准す所の礦地に於いて、民人の先に經でに開採したる者有るに遇えば、侵占するを得ず」という『章程』第十六条を逆手にとって、福公司に圧力をかけようとするものだったが、盛宣懷は単にこれで福公司を締め出そうとしていただけではなかった。別の電文で「弟（盛宣懷）の力めて速やかに礦地を購わんことを請う所以の者は、一は則ち留めて自弁と為さ

ば、彼奪う能わざればなり。一は則ち合弁して股本と作すべければなり」と述べるよう、そのひとつの目的として、土地を股本とすることで福公司との「合弁」を行う、というものがあつたのである。もとより彼は、光緒二十八年九月勸礦總公司の設立を奏請する際に、「中国既に弁礦の人才無く、又た開礦の資本無し」という苦しい状況のなかで開礦を進める方策として、既に「臣愚以為えらく、中国有する所の者、産礦の基地なり。我が国無き所の者、開礦の資本なり。我能く我の地を守れば、他人の奪う所と為らず。將來我が礦地を以て、或いは資本と作し、或いは租息を採れば、皆な當に權自から我れ操るべし」と献策しており、礦地を股本として「合弁」を行う意向を明らかにしていたのである。

結局、『統訂合同』までに至る交渉での、鉞山開発に対する盛宣懷の姿勢は、最終的に福公司を撤退させ、「自弁」を行うことを求めていたわけでは必ずしもなく、土地を股本とした上で、福公司と「合弁」を行うことを求めていたのである。これは独り盛宣懷のみならず、『統訂合同』の成立をうけた光緒三十一年八月における商部の山西巡撫張人駿に宛てた咨文にも「査するに晋礦の權利、此の時尚お機會の争うべき有り。…先に収買を行い、既に華商の曾て經でに収買せるの

地と為さば、福公司は自から強いて侵佔を行い難く、将来たとい合弁せんことを欲するも、操縦自から我れに権有らん」とあり、「合弁」を念頭においた土地の先行買い占めを行うよう通達しているのである。こうした清朝の姿勢は、畢竟『章程』訂立当時の胡聘之や総理衙門の姿勢と本質的に同じもので、「弁礦の人才無く、又た開礦の資本無し」という状況で、外国企業を利用していこうという意図に発するものであった。ただ異なるのは、「操縦」の権をより強化するため、自らの資本を土地という形でより多く拠出し、外国企業により多くの制限を加えていこうとする点だけである。

光緒三十一年六月、『統訂合同』の締結を受けて、福公司は平定州に人員を派遣し、炭坑の調査を始めるとともに、山西巡撫に対して採掘許可証の発行と人民の該地での新礦開採を禁止するよう要求を行った。⁽⁴⁶⁾これに対し、巡撫張曾敷ならびに清朝政府は、該地で既に採掘を行っている者がいることから、『章程』第十八条にもとづき、福公司の要請をひとまず却下した。⁽⁴⁷⁾ここに福公司との間の「専弁」権をめぐる問題が再び生まれることになる。巡撫張曾敷はこの問題の打開をはかるため、福公司与商務局との間で話し合いをもつよう求めた。ではここで、商務局の紳商層は、福公司に対して一体ど

のような対応を見せたのか。

商務局と福公司との交渉は、商務局総弁劉篤敬と福公司総董ジャメイソンとの間で、光緒三十一年七月頃から断続的に行われた。そして、そこであらためて『章程』第一条の「専弁」権の帰趨をめぐる議論がなされた。光緒三十一年十一月初一日の議事録によれば、商務局側の主張は「合同第一条は、専弁の二字を按ずるに、山西撫台が商務局の専弁するを准すに係り、並びに是れ福公司の専弁するを准すにあらず」と述べるように、あくまで商務局に「専弁」権があるのに対して、福公司側は「合同の各事、(福)公司に転請するは、即ち是れ専弁の権、已に公司に賚えり」と反駁し、劉篤敬に対して全く譲歩することなく、あくまであらゆる介入を排した独占的開採権の保有を主張し、議論は平行線をたどった。⁽⁴⁸⁾こうした商務局における紳商層の姿勢は、もちろん、山西の最も豊かな鉱山資源である石炭の採掘独占権を福公司から挽回しようとするものである。しかしながら、これも必ずしも徹底的に福公司を排し、独力で開発を行おうというものはなかった。この交渉中、「専弁」の撤回を決して了承しないジャメイソンに対して劉篤敬は、「商務局もまた和平弁理すべし。ただ専弁の二字は、譲る能わず」と述べている。つ

まり、商務局は福会社の「専弁」だけは認めることができないものの、「和平」的解決の用意があることを示したのである。この打診をジャメイソンは決して了承しなかったが、ここで問題となるのは「和平弁理」という商務局が打ち出した方針の内容である。この交渉においては福公司側が「専弁」権の帰趨で決して譲歩しなかったため、「和平弁理」の具体的内容は商務局側からは明らかにされなかったのであるが、しかし十分にその内容を推測させる劉篤敬の発言がある。

『章程』の石炭「専弁」権とそれによる余利の独占を決して譲ろうとしないジャメイソンに対して、劉篤敬は「現に惟うに新訂合同四條を按じて、合弁の詳細章程を議するが、最も妥当と為さん」と述べている。つまり『統訂合同』第一条の「指す所の各処の煤鉱に至りては、如し亦た合弁を願意すれば、時に届りて山西商務局より福公司与再び商議す」という内容に準拠して、福公司との「合弁」の打診を劉篤敬は行っていたのである。ジャメイソンは「専弁」権の問題が決着していないのに「合弁」の話はできないとして、劉のこの提案を却下するが、先に商務局側から提示された「和平弁理」というのも、福会社の「専弁」を撤回させ「合弁」を行うという官僚層の方針と軌を一にした内容であったに相違ない。⁴⁹⁾

劉篤敬は、太平県出身、光緒元年（一八七五年）の舉人で、官職は候補五品京堂、光緒三年には陽曲県王封山硫黄公司を設立し、商務局総弁を経て、後に諮議局副議長、保晋礦務公司第二代総理、民国期の太原電燈公司総理に着任するという経歴をもつ人物で、この当時企業投資にかなり積極的になっていた典型的紳商である。彼は後学界代表の劉懋賞らとともに「山西紳民代表」として福公司与交渉を行うとともに、また利権保護の目的で設立された保晋鉱務公司の第二代総理にも着任し、最終的には「自弁」を福公司から勝ち取っていく。だが彼に徹底した「廢約自弁」の意図が本来的に存していたわけでは必ずしもなく、政府官僚と足並みをそろえる形で「合弁」を志向し、福公司との「和平」的かつ安定した操業を企図していたのである。

三 運動の展開と青年知識層の台頭

二〇世紀初頭の清朝による新政の施行によって新式学堂が徐々に整備され、山西においても山西大学堂が光緒二八（一九〇二）年イギリスの介入のもと、巡撫岑春煊等によって創設されたのを嚆矢とし、さらに師範学堂や武備学堂等の各種

学堂が省都太原を中心に設立されていた。同時に山西から日本への留学生も、光緒二十九年閩錫山等数名が太原武備学堂を卒業後、日本士官学校に官費留学して以降、光緒末年までに留日学生数は二〇〇名以上に上り、後にアナキストとして知られる景梅九を会長として東京で一九〇四年「山西留日学生同郷会」が組織されるまでに至った。この山西での運動における更なる展開を用意したのは、まさにこうした学生や留学生をはじめとする、新たな教育体系を通過した「青年知識層」とでも呼ぶべき、若い世代の者たちであった。

光緒三一（一九〇五）年十月、留学先の日本から一時帰国していた梁善濟、景梅九の兩名から初めてこの問題について聞かされた学生たちは、彼らの主張をまずデモによって噴出させる。この時、商務局では先述のジャメイソンと劉篤敬の間での「合弁」を模索する交渉がちょうど行われていたのだが、学生たちは一群となって、その商務局がおかれていた省都太原の名勝地である海子辺を取り囲んだ。商務局では局員が宴席を設けてイギリスの代表団を接待している最中で、そこに山西大学の学生を先頭に太原の学堂学生数千人が隊列をなして進行し、シュプレヒコールをあげたのである。学生たちはこのデモで徹底した「廃約自弁」を訴えた。このデモ

の際巡撫衙門に提出されたものであろう一〇一四名の連名による「山西各学堂学生」名義の公稟によれば、彼らは「礦存すれば則ち山西存し、礦亡べば則ち山西亡ぶ」と鉱山資源が山西にとっての命脈である点を強調し、さらに、その命脈である鉱山を「敵」とするイギリスに売り渡すことになった『章程』と『統訂合同』、および当事者である商務局、盛宣懷に激しい批判を浴びせた。そして遂に「議廢合同、合力自弁」を主張するに至ったのである。

ここでの学生たちの主張は、なにも契約を撤廃し、旧態依然の状態に戻ろうというものではない。彼らによって提起された運動の戦略は、郷村での土地の不売運動実行と企業設立であった。帰郷した学生の指導のもと不売運動を実施すると同時に、企業を設立して鉱山の開発を行うのである。これは盛宣懷等が福公司との「合弁」を企図して行おうとした企業活動とは異なる。彼らが言う企業とは、山西留日同郷会によって一九〇五年に発行された『第一晋話報』に「ただ皆がこころをひとつにして、お金のあるものは資本を負担し、お金のないものはいささかの苦勞をし、鉱山を開発し、礦産を輸出し、それが不足する国々に売却し、役立つ物品に交換して持ち帰りさえすれば、中国は弱から強に変わることができ、西洋

の列強との実業競争においても不敗の地を築くことができるであろう」とあるような、全省の総力を挙げて自力で開発にあたる、というものである。まさに彼らのスローガンである「合力自弁」を具体化したものであった。

学生たちは、このデモによる抗議以外にも、外務部に対して「山西全省学生」名義で公稟を送り、「廃約自弁」を行うよう要請した。一方、こうした内地の学生のみならず、日本における留學生たちも、この問題の発生を聞きつけると、神田の江戸亭で山西同郷会の大会を開いて対策を講じ、留學生代表を帰国させることを決定するとともに、電文で「合併」に甘んじようとする商務局劉篤敬や山西巡撫ならびに山西京官に対して「廃約自弁」の態度を堅持するよう要請を行った。さらに「廃約自弁」を訴えて内地に向けて送った文書には、

事已にここに至らば、夫れ復た何をか言わん。此の孤城を背にして、ただ奮いて一戦するのみ。況んやこの事、若し之を争うも亡び、争わざるも亦た亡ぶをや。其の争わずして亡び、千秋に順民の羞を貽さんよりは、何ぞ之を争いて亡び、二十世に亡国の念を留むるに如かん。：

山西の害、山西人之を受け、山西の事、山西人之を為すと情熱的に述べられ、徹底して福公司与争うべきことが訴え

られた。

この文書中では、留學生たちによる運動の二つの戦略、すなわち「全体を合起するの争い」と「合同を離開するの争い」が掲げられた。前者については次のように述べられる。

某等の謂わゆる全体を合起するの争いとは、我が父老に在りて之を聞かば、其の難きを駭かざる莫からん。中国四千年來、社会の学講せず、団体の念明らかならざるを以って、烏合の衆に非ざれば、即ち散渙の民にして、安んぞ所謂「全体」なる者を知らん。然れども漏舟もてともには渡らば胡越も一家たり、況んや猶お是れ伯叔兄弟なるをや。…之を争うに箇人の力を以てせば、あるいは一本の支え難きを恐る。之を争うに全体の力を以てせば、未だ必らずしも衆撃して挙ぐる莫くんばあらず。

すなわち「全体を合起するの争い」とは、従来「烏合の衆」か「散渙の民」でしかなかった省民が一致団結し、団体を形成することで福公司に立ち向かうことを説くものである。これは学生たちが提起した「合力自弁」の主張と軌を一にするものといえよう。さらに、いまひとつの戦略である「合同を離開するの争い」については例えば、

某等の所謂この合同を離開するの争いは、実に逐條に弁

駁し、此の亡国の文券を解釈するに忍びざるも、豈に復た無理に暴動して、昔年の拳匪の覆轍を蹈まんや。合同の主旨に拠りて之れを観るに、此の合同は頗らかに欺詐に係る。…今欧州既に文明もて自負すれば、世界上この公理有らんや。…某等の合同を離開するの争いの言うところは、但だに野蛮の挙動に非ざるのみならず、実に所謂文明の競争なり。⁶⁰

と述べられ、義和団のような「野蛮の挙動」によって福公司との契約を撤廃していくのではなく、それをあくまで「公理」でもって批判し、「文明の競争」によって撤廃していくべきことが訴えられる。この文書中では、実際に『章程』がいかに「公理」に悖っているか、ということが縷縷述べられるのであるが、こうした「公理」でもって争う姿勢は、あらかじめこの運動の性格をよくあらわしているといえる。以後次第に熱を帯びていく運動も、その具体的行動は、土地の先行買占めといった手段の他、デモやストライキ、集会といった手段によって進められたのであり、決して暴力的手段に訴えるようなことはなかったのである。

それでは一体どのような理念に立つ運動は、結局のところ何を意味するのか。山西大学堂出身で日本留学から帰った拳

人劉懋賞が、連名で巡撫張人駿にあてた公稟中に興味深い記述がある。それは、盛宣懷の『統訂合同』を批判して、「合群の国民にして求めて我が政府允准したるの権利を得たるに、今一の盛大臣にして全省の主権を放棄すれば、則ち鉄礦等を合弁するを擬定したるの條、我が山西全省国民実に承認し難し」という一文であるが、ここにある「我が山西全省国民」という表現に、この運動の理念が端的にあらわれていると考えられる。すなわち、学生や留學生の訴える「合力自弁」ないし「全体を合起するの争い」も「文明の競争」も、この「山西全省国民」という国民共同体をたちあげていこうとする主張に他ならない。彼らは「山西国民」という共同意識のもと、全省の総力を挙げて福公司から鉞山を取り戻し、同時にまた総力を挙げて取り戻した鉞山を開発することを期したのであり、同時にこの運動によって「山西全省国民」という共同性の輪が広がっていくことを企図したのである。⁶¹ 学生たちによる先の公稟中に、一省の礦産は「土農工商を論ずる無く皆な是れ主人なり」と述べられ、山西の全ての人々が礦産の所有者であるとしたが、これも「山西全省国民」という意識が彼らの間に存することのあらわれであり、またそれを理念として信奉し、広めていこうとする彼らの志向のあらわれ

であったらう。ここに至って、運動は「山西」を「国民」共同体としてたちあげようとする、ある種のナショナリズム、すなわち「プロビンシヤリズム」とでもいうべき様相を呈することとなる。⁶³「議廃合同、合力自弁」という学生等が掲げたスローガンは、こうした志向の象徴であった。

こうした学生や留学生による「廃約自弁」を訴える波は広がりつづけていく。十一月二四日、学生たちは引き続き外務部に対して『章程』および『統訂合同』の贖回と「自弁」を訴え、各学堂学生四〇七名の連名で公稟を送った。この各学堂署名者の内訳は、山西大学堂中齋科一〇名、西齋科一三七名、師範学堂五二名、武備学堂四六名、商礦学堂十八名、農林学堂二二名、警務学堂六名、太原中学堂十六名であり、この運動をめぐって各学堂を超えた団結があったことをうかがうことができる。⁶⁴東京の留学生も、重ねて巡撫に公稟を送って「廃約自弁」を直訴しており、日本大学高等予科在学の李慶芳を代表とした二五三名は、福公司との契約を「既に国家の定例に違い、又た文明各国の公理に違えり」と批判し、万国公法を援用しつつ、「文明の競争」として論理でもって訴えた。⁶⁵さらに「山西紳士」三四三名も連名で巡撫張人駿に公稟を送り、盛宣懷の「合弁」を企図した『統訂合同』によっ

て山西の「文明国民」の程度が失われ、そうである以上「山西全省国民」は決してこれを承認することができないとして、契約の撤廃ならびに「自弁」を強く要求した。⁶⁶

この「山西紳士」による公稟に代表として名を列ねているものは、筆を執った挙人劉懋賞を含めて十五名である。この劉懋賞は先にも述べた通り、山西大学堂から光緒三〇年に明治大学が経営する経緯学校速成師範科へと留学し、同盟会に入会するとともに、山西同郷会からこの運動の代表として派遣されたものである。⁶⁷彼以外に経歴が判明している筆頭署名者の翰林院庶吉士解榮輅と第二名の翰林院庶吉士梁善濟は、ともに留学経験者である。解榮輅は、留学生代表としてこの運動のために日本から舞い戻り、それ以後活発に運動に従事する。また景梅九の紹介で同盟会に入会し、後には山西大学堂監督にもなる。⁶⁸梁善濟は、崑崙出身、同治元年（一八六二年）に生まれ、山西大学堂の教習に着任する一方、光緒三〇年に進士となり、翰林院庶吉士を経て、その後官費で留日、法政大学速成科卒、宣統年間には諮議局議長の任にあたる。この運動においては、後に設立される「自弁」を目的とした保晋鉱務公司の経営に参加するなど、大きな役割を果たした。⁶⁹この兩名以外にも、優貢知県崔廷猷は、山西大学堂西学専齋

科代表として学堂学生のなかで最も活発に運動に従事しているが、光緒三十一年八月山西大学堂学舎監督から法政大学堂に四〇〇元の官費を得て二年間の留学を行っており、候補直隸州劉志詹も法政大学に留学していた。⁽⁷⁾さらに候補知縣七斤教諭段雨田、屯留縣教諭田心璜、聞喜縣訓導胡瀛、候選訓導張友桐は山西大学堂の教員である。このように公稟に名を連ねたものの多くが日本留学からの帰国組あるいは山西大学堂関係者で、この公稟が学界の者を中心として提出されたものであることをうかがうことができる。同時に、举人や進士の科挙資格を併せ持つ劉懋賞や梁善濟、解榮輅といった学生・留學生が中心となり、「山西紳士」三四三名という省内の有力な集団内での意見調整を行い、世論を喚起していったこともうかがうことができる。こうした反福会社の世論と「廢約自弁」への要求が高まってくるなかで、ついに時の巡撫張人駿も、光緒三十一年十二月十八日の商部への函で「弁礦新約四條、種種に疏漏せり」と、盛宣懷の『統訂合同』に対して遺憾の意を示すに至った。⁽⁸⁾

光緒三十一年末から、巡撫張人駿はこうした世論を汲み取るべく、「山西全省代表」を組織して、実際に福会社との折衝にあたらせた。光緒三十一年（一九〇六）正月初六日、外務部

において全省学生代表劉懋賞と紳商代表吏部主事李廷颺は、福会社と廢約の交渉に臨んだ。この時には紳商代表の李廷颺も「今山西款を籌ること已に足る。故に願わくば自ら開弁を行わん」と明確に「自弁」を要求するに至っていた。だが結局、ここでは議論が平行線をたどり、彼らの「自弁」の訴えに対しても福会社側は「專弁」権の所有を訴えるだけで、物別れに終わった。⁽⁹⁾

この一方で学生たちの主張である企業設立も行われている。光緒三十三年正月には「合弁」を企図して盛宣懷らによって設立された同濟公司を贖回するかたちで、梁善濟や紳商の董崇仁らが中心となって、「公立」として地方「自弁」を目指した山西同濟礦務会社が新たに設立された。これは福会社に先立って鉅区を保全する目的で設立されたものであり、福会社が開発を進めようとしている平定州などの地で、鉅区所有者に土地を「公股」として公司に出資させる事業を進めていた。ここでは、該地の各村と契約をたて、「礦線内の村人、如し自己の地畝を將て私かに外人に售る者有れば、其の得る所の地価は、尽数く公に歸し、仍お公司より各村保甲郷地の公議を合して重く罰し、並びに売主一家を將て社外に逐出す」と罰則規定も用意されるほど徹底して行われたのであり、こ

の当時、「専弁」権問題が解決を見ない限り福公司に開採許可証を発給しないとの立場を巡撫がとっていたこともあって、こうした同済公司の活動はかなりの圧力を福公司にかけたであろう。その後光緒三十三年（一九〇七）には劉懋賞と彼と同居山西大学堂から日本経緯学校速成師範班留学という経歴を持つ馮済川等による巡撫への連名の稟請にもとづき、この同済公司は保晋鉱務公司に改組され、先述の渠本翹を総理として、「保晋」を目標とした開発事業が行われることとなる。⁽⁷⁶⁾

この保晋公司の資金援助のために「晋礦義務捐」と書かれた木箱が太原の各学堂沿いの街路に設置され、寄付が募られたとい⁽⁷⁶⁾い、学生たちが資金募集に奔走したことをうかがうこともできる。この保晋公司は翌年には株式会社として、その株式を半数は省政府から、残る半数は民間から募集し、資本金銀三〇〇万両で正式に発足するに至⁽⁷⁷⁾った。

このように企業を設立して鉱区を保全することで、福公司に実質的な圧力をかけていったのだが、そうした運動と平行して、光緒三十三年には、在日留学生によって効果的に内地の団結を高める一つの方策がさらに採用された。烈士の捏造である。

この年の夏、李培仁という一人の留学生が東京二重橋で入

水自殺をした。自殺の動機ははっきりとしなかったのであるが、検死や死体の搬送に携わった山西同郷会の数人が、この李培仁の死にかりて、彼を運動に身を捧げた烈士として祭り上げ、彼の遺書を当時日本大学法科の学生で同盟会員でもあった王用賓が偽作し、それを広範に配布したのである。⁽⁷⁸⁾その遺書は次のようなものであった。

嗚呼、我が最も親愛するの父老兄弟、我が最も敬佩するの青年志士よ、我まさに是において長別せんとす。：我は死に甘んじ、死を好むに非ざるなり。我実にかの紫髭緑晴の輩の我が利権を壊し、我が死命を制するを見るに忍びざるなり。：某、今諸君と永別するに当たり、一誓を立てんことを請う。吾が命を制せんとする者有れば、吾も亦たその命を斃さん。吾が生を絶たんとする者有れば、吾も亦たその生を殺さん。山西人未だ全ては死せずんば、決して外族をして我が尺寸の土をも侵さしめざれ。之を記せ、之を記せ、某が此の言を忘るる勿れ。⁽⁷⁸⁾

このように激烈な調子で遺書は記され、山西の鉱山を死守することが訴えられたのである。

この遺書作成に携わった留学生たちは、この烈士の捏造によって、内地の志気を高め、更なる結束の強化を狙ったのだ

ろうが、それが見事的中した。この「李培仁の死」は人々に大きな衝撃を与え、景梅九も彼の回顧録で、運動中「もっとも痛心事であった」と述べ、さらに「この遺書をみて痛心奮

起しないものはなかった」と回想している。⁸⁰ 東京では李培仁の追悼大会が二度にわたって開かれ、引き続き山西、河南、

陝西、甘肅四省出身学生主催の追悼会が開催されると、十八省の学生代表の他に、さらに章炳麟や胡漢民なども参加し、

総計一〇〇人以上の追悼者が集まったという。⁸¹ さらにこの

ことは、内地の各新聞にも掲載され、『晋報』では、追悼大会の経緯が記されるとともに、年老いた父と三才の子どもがいながらも惜しまずに身を殉じた李培仁の死を無駄にせず、彼に報いるためにも今後の争いに固い志で望むべきことが説かれた。⁸² 李培仁の遺体は、梁善済と王用賓によって山西へと

運ばれ、その時さらに太原においても数千人の参加者のもと追悼会が催され、同時に彼の遺書が印刷され、広範に通行した。⁸³ この李培仁の死から間もなく『退想齋日記』光緒三二年

九月十八日の記事に「頃ごろ聞くなり、省城の各学堂学生現に罷課しつつ在り、洋夷晋省の煤務を霸占し、有司民がために主と作らざるの致す所に因ると謂い、風潮甚だ大なり、と」⁸⁴とあり、学生たちが学業ストライキという手段で、運動

を激化させていたことが伝えられるが、こうした動きも、「李培仁の死」に触発されたものに相違ないであろう。

このように運動はかなりの熱をおび、光緒三十三年（一九〇七）に至っても運動は継続し、山西巡撫も反福公司の世論を受け、開採許可証を福公司に対して発給することを拒否しつづけた。一方の福公司側は、こうした根強い抵抗運動にさらされ、またイギリス国内での福公司の事業展開に対する世論の変化もあって、次第に譲歩の姿勢を示し始めた。⁸⁵

光緒三十三年八月、上諭を奉じた山西按察使丁宝銓は、商務局総弁劉篤敬以下、先の交渉における紳商代表李廷颺および学生代表劉懋賞、さらに先述の梁善済、学生代表の崔廷献および紳商の楊履晋を加えた礦務代表団を組織し、北京で再度福公司との交渉に臨んだ。⁸⁶ この交渉は同年十一月頃まで断続的に行われ、そこでは福公司側が遂に歩みよりの姿勢を見せ、

「和平」案、すなわち「合併」を行う用意があることを示したのであるが、一方の代表団はそれをも了承せず、福公司の完全撤退を求めた。この交渉によって、代表団は福公司から『章程』ならびに『統訂合同』を贖回することに成功し、最終的に「自弁」を獲得するに至るのであるが、この交渉中、「自弁」への意欲を最も強く示し、そこに至る大きな力となっ

たのは、紳商代表の劉篤敬や李廷颺ではなく、梁善濟や崔廷献といった大学堂・留学を経た学界の者たちであった。イギリス公使ジョーダン (John Newell Jordan) 中国名 朱爾典) は外務部への書簡で次のように述べている。

福会社の晋省開礦の一事、現に京城に在りて會議し、以て和平に各情を了結するに便ならしむ。：聞くに拠るに、晋省派する所の梁姓(善濟)崔姓(廷献)二人の意想、其の和平了結の宗旨を距つこと甚だ遠し。蓋しその二人平定州、孟県等の処に在りて懲憑し、福公司を屏却せんとして衝突を起こし、又た五台県の段雨田、陽曲県の范儒煒、平定州の玉照及び劉昌義四人を遣りて、平定州に赴きて輿情を鼓惑せしむ。⁶⁷⁾

ここに見えるように梁善濟、崔廷献の二人は、イギリス公使から名指しで批判されるほど、「和平」的解決にむけての意志がなかった、すなわち「合弁」を拒否し、徹底的に「自弁」を主張していたのである。イギリス公使は、この二人を代表としてふさわしくないとして、今後の調査次第では彼らを代表団から外すことも検討する旨をここで外務部に通達してきたのであるが、交渉団のなかでもこの二人が、商界代表の者に比してとりわけ「自弁」に向けての活発な運動をしていた

ということには注目に値し、紳商層よりむしろ学界の者が「自弁」の獲得に熱心であったことを、ここからうかがうことができる。

かくして交渉団は、福公司側の譲歩に対しても妥協の姿勢を示すことなく、契約の撤廃を主張しつづけた。代表団が交渉をおこなっている間も、福公司への抵抗運動は継続しており、光緒三十三年十月には、一万人以上の参加者による大会が開かれ、講壇に立った前述の解榮輅や何福坤による「堅持廢約、實行自弁」の主張が、皆の拍手でもって迎えられていた。同時に土地の不売運動の徹底、「自弁」のための株式募集も訴えられ、既にその資金は、二百万余りに達していたという。またこの大会の詳細は、福公司側の知る所ともなり、ますます福公司を追いつめることになった。⁶⁸⁾

この状況に福公司側は遂に膝を屈した。英国公使が「奈かんせん晋省の紳商等、此の弁法(合弁)を以て然りと為すを肯んぜざるに因り、故に福公司総董すでに該公司の執事人の強いて允したる贖回の価値を將て、其れ(代表団)に向かいてまのあたりに告げり」と述べるよう⁶⁹⁾、交渉団の頑とした「自弁」の主張の前に、福公司側は贖回の値を提示したのである。この結果、光緒三十三年十二月十七日に『贖回山西孟県

平定州潞安澤州与平陽府開礦製鉄以及軋運各色礦產章定合同之合同」(全十二條)が締結され、『章程』および『統訂合同』を銀二七五万両で破棄することが合意され、ここに遂に「自弁」の回復が果たされることとなったのである。

おわりに

この山西における鉞山利権回収運動は、福公司の「専弁」から「合弁」、山西省民の「自弁」へと展開したが、最終的な到達点であった「自弁」を終始一貫して主張し、そこへと運動を導くのに最も大きな役割を担ったのは、大学堂や留学によって析出された新興の知識層であった。もともと、こうした若い知識層の力だけで、この運動が遂行されたわけでは必ずしもない。清朝官僚や紳商層による協力ももちろんあったのである。しかしながら、こうした官僚層や紳商層の目的が最終的に「自弁」の獲得にあったかどうかには疑いを容れる余地がある。というのも、官僚層においては胡聘之ならびに当時の総理衙門、さらに盛宣懷および彼の政策に追隨した張曾敷など、いずれも財政窮乏下での早急な富国策の実施を志向し、そのため一面では外国資本の導入を行うことの必要

性も認めていたからである。また、紳商層においても、『章程』締結当時の商務局局員の曹中裕や賈景仁等にその傾向があったように、自らの資本力が脆弱である以上、外国企業と共同事業を行うことで一定の利益を得ようとする志向があり、また保晋鉞務公司総理に着任する劉篤敬に至っても福公司との「合弁」を企図し、外国企業と共同しての「和平」的かつ安定的な操業を目指していたのである。清朝にしる紳商層にしる確実に利を興そうとする以上、より現実的な方策をとらざるをえなかったのであり、国内資本が未熟な状況では外国企業との共同が最も有力な選択肢となり、その「操縦の術」の獲得へと目が向けられていたのである。

「合弁」に踏みとどまることなく「自弁」へと運動を導いたのは、むしろ直接的に鉞山経営に携わらなかった学堂学生や留学生たちであった。彼らは、目前の経営難という現実にとらわれることなく、大局的な目標、すなわち「山西」を国民共同体へと鑄直していくという目標にむかって邁進することができた。その目標こそが彼らを運動へと駆り立て、「廢約自弁」という主張を行うに至らしめたのである。この運動が、最終的に「自弁」を獲得するに至ったのも、たしかに保晋鉞務公司の渠本翹のような紳商層の資本力によるところも

あったが、それにしても、新たな意識をもった学生らが運動に参加し、一致団結を熱心に説き、世論を喚起して多くの人々の間に反福公司の感情を抱かせることがなかったならば、政府も紳商層も和平的かつ安定的な経営を求め、疑いなくこの運動は「合弁」に踏みとどまっていたであろう。

菊池氏は、山西を「後進地」と位置づけつつも、そこでの運動の誘因を、「民族資本」発展との関わりで論じ、それがあってはじめて運動が起り得たとした。したがって、運動の主体も「民族資本家」紳商層と規定した。しかしながら、菊池氏が言うところの「民族資本家」である紳商層が最後まで運動主体であったならば、劉篤敬が「合弁」を志向したことに端的にあらわれるよう、この運動は福公司との「合弁」で終わっていたであろう。彼らは学生や留学生ほどには、当初から一貫した「廃約自弁」の姿勢を見せてはおらず、むしろ、彼らは新興の知識層に後押しされるかたちで「自弁」へと向けた運動に参加していったのである。言いかえるならば、菊池氏の言うように、運動発生にさきがけて「民族資本家」なる実体が成長を果たし、その呼び声の下に運動が引き起こされたわけでは必ずしもなく、むしろ新興の知識層に触発されるかたちで「民族資本」が成長し、運動が遂行されていっ

たのである。この点で、「民族資本」の成長がこの運動を引き起こした、というよりも、むしろこの運動が契機となって「民族資本」の成長を促した、ということができよう。⁽⁹⁾「後進地」でありつつも徹底した運動が起りえた理由もここにあるのである。また菊池氏は、この利権回収後も山西は「後進地」で資本蓄積が少なかったゆえに、経営に四苦八苦し、官僚に援助を求めするなど「封建的性格」を強く残した、とも述べたが、これもこの運動が十分な「民族資本」の発展があって発生したという性質のものでなかった以上、当然の結末だったのである。

さて、この運動の歴史的な性格を考える際、菊池氏のようにそれを、発展段階論を機軸とする社会経済史的な文脈に還元して理解しようとするだけでは、この運動に関して不十分であろう。むしろ運動は、留学や新式学堂といった回路を通じて獲得された政治文化ないしイデオロギーの要素に大きく作用されていた。留学や新式学堂を経た若き知識層は、この運動において「山西全省国民」をいう理念を抱いていたのであり、その理念こそが運動を、「プロビンシャルイズム」とでも呼ぶべきものとして、最終目標にまで突き動かしていったのである。本稿では、この「プロビンシャルイズム」という運動につ

いて、それがいかなる条件のもとで発生し、またそれが中国の国民国家形成にいかに関係するのか、といった点について踏み込んだ検討を行う暇はなかった。この問題については、別稿を待つこととしたい。

註

- (1) 具体的には、野沢豊「辛亥革命の階級構成—四川暴動と商紳階級—」(『歴史学研究』一五〇、一九五〇)、堀川哲男「辛亥革命前の利権回収運動」(『東洋史研究』二二二、一九六二)、菊池貴晴「一九〇五年の対米ボイコット運動」(同著『中国民族運動の基本構造』、大安、一九六六、第一章)、「第二辰丸件に関する対日ボイコット運動」(同上、第二章)、「安奉鉄道改築問題と対日ボイコット運動」(同上、第三章)、「中国資本主義化の特質—対外ボイコット運動史よりみて—」(『歴史教育』一一一)、「近代中国のナショナリズムとボイコット運動」(『歴史教育』一六二)、「一九六八」(『日貨排斥運動の視角について』(『アジア経済』一五三、一九七四)を参照。もともと「民族資本」の発展という従来の観点とは異なり、「中国」の創生という観点から、天津におけるアメリカ商品ボイコット運動を検討した吉沢誠一郎氏の「天津における『抵制美約』運動と『中国』の表象」(『中国—社会と文化—』第九号、一九九四)といった研究も存在する。
- (2) 菊池貴晴 同上書、序章。

- (3) 菊池貴晴「清末山西における鉱山利権の回収運動について」(同上書、補論第一)。その他、当該運動に言及しているものとして、堀川前掲、李恩涵『晚清の収回礦権運動』(中央研究院近代史研究所專刊八、一九六三)、劉存善『山西辛亥革命史』(山西人民出版社、一九九二)、梁雙蓮「清末民初山西的社会与政治變遷」(『大陸雜誌』第七一卷、第四期一九八五)等がある。なかでも李恩涵氏の研究は、山西のこの運動に多くの紙幅を割き、その具体的経過を叙述している。

- (4) 『光緒朝東華錄』光緒二十二年十二月庚寅。
- (5) 『光緒朝朱批奏摺』第一〇二輯、光緒二十二年四月二十六日、片。
- (6) 註(4)に同じ。清朝による商務局の設立が、課税体制強化を一つの目的としていたことは、王鵬運の奏請をうけた総理衙門の覆奏に、中国商人による「牌照」(外国商人に対する釐金免除の証明書)を利用した脱税行為を激しく批判していることからうかがえる。
- (7) 「山西商務總局集股章程」、「皇朝經世文新編」商政、卷十。
- (8) 「總署取山西巡撫胡聘之文」、「礦務檔」一三八三頁。
- (9) 「宋伯魯奏改時務報為官報摺」、「戊戌變法」(中国近代史資料叢刊、神州国光社、一九五三)Ⅱ、三五〇頁。
- (10) 武静清・陳興國『十九世紀末二十世紀初葉山西財政与經濟』(中国財政經濟出版社、一九九四)、一—二八頁。
- (11) 『支那省別全誌』第十七卷、四七〇頁。なお、当時山西に進出していた福公司与フランス・ロシアによる華俄道勝銀行との間には事前に取り決めがあったようで、福公司是華俄道勝銀行が進めていた鉄道部門の建設とは一線を画されていた(『外務部發英使朱邁典照會』、『礦務檔』一五五三頁)。

(12) 「總署收英使賣納案函附合同」、「礦務檔」一三八四〜八六頁。

(13) 「晋撫函晋豐公司弁礦章程」、「礦務檔」一五一八〜二頁。

(14) 「駁劉鉄雲礦事啓及呈晋撫稟」、「浙江潮」第十期。

(15) 「山西商務局与福公司交涉之起源」中「總理衙門奏摺」、山西同鄉會事務所編『山西礦務檔案』光緒三十三年、京都大学經濟学部図書館蔵、一〜三頁、『光緒朝東華錄』光緒二十四年四月壬寅、總理各國事務衙門奏。

(16) 註(7)に同じ。

(17) 「山西商務局与福公司原訂合同」、「礦務檔」一四一五〜一九頁、および『山西礦務檔案』三〜五頁。主要な条項の原文は以下の通り。

一、山西商務局稟奉山西巡撫批准、專弁盂縣平定州潞安澤州与平陽府屬煤鉄以及其他煤油各礦。今將批准各事、轉請福公司弁理、限六十年為期。必先由礦師勘定何鄉何山、何種礦産、繪圖貼說、稟請山西巡撫查明、果与地方情形無礙、一面咨明總理衙門備案、一面發給憑單、准其開採礦地、勿稍耽延。如係民産、向業主議明、或租或買、公平給価、如係官産、應照該地則則、加倍納賦。

二、山西商務局稟奉山西巡撫批准、自借洋債、不得過一千万兩之數。如所派勘礦師以此數不敷於用、山西商務局仍專向福公司統借。

三、凡調度礦務与開採工程、用人理財各事、由福公司總董經理山西商務局總弁会同弁理。

六、所弁礦務、每年所有礦産、按照出井之価、值百抽五、作為落地稅、報効中国國家。每年結帳盈余、先按用本付官利六厘、再提公積一分、逐年還本、仍隨本減息。俟用本還清、公積即行

停止。此外所余淨利、提二十五分歸中国國家、余歸公司自行分給。以後中国他処有借用洋款開採煤鉄礦者、應請一概做照此章、將所有礦産值百抽五納稅、以歸画一。再此係商人籌借開弁礦務、如有虧折、与中国國家毫無干涉。

九、公司所開各礦、以六十年為限。一經限滿、公司所弁各礦、無論新旧、不問盈虧如何、即以全礦機器及該礦所有料件、並房産基地、河橋鐵路、凡係在該礦成本項下置弁之業、全行報効中国國家、不求給価。屆時由商務局稟請山西巡撫派員驗収。

十六、凡於所准礦地、遇有民人先經開採者、不得侵佔。如原主自願租壳、應由商務局会同公司、秉公給価、但不得稍有抑勒。

十七、如各礦遇有修路造橋、開濬河港、或須添造分支鉄道接至幹路或河口、以為轉運該省煤鉄与各種礦産出境者、均准福公司稟明山西巡撫、自備款項修理、不請公款、其支路應訂章程、屆時別議。至正定至太原鉄道、已由商務局別行借款修理、該路左右各一百里内、福公司不得別造鉄道、以杜爭端。凡為以上所准各事、其須民地之処、亦照各局定章程租賃、不得少占民地、仍求地方官代為保護。

二十、章程華洋文繕具兩、各執為憑。(全二〇条)

(18) 例えは、「總署收義署使薩爾瓦照會」、「礦務檔」一三九五頁。

(19) 註(15)に同じ。

(20) 『光緒朝東華錄』光緒二十四年十月丙戌、および「外務部収安徽巡撫王之春文」附件四「路礦總局奏文」、附件六「路礦章程」、「礦務檔」四四〜四九頁。

(21) 例えは康有為も鉞山開発や鉄道敷設に際しての外資導入については積極的に認めており、宋伯魯の代表による光緒二四年二月十七日の「請統籌全局摺」(湯志鈞編「康有為政論集」中華

書局、一九八一)では、「方今各省鐵路礦務、若不早自開弁、各國紛紛來請、何以拒之。今莫若募開一大公司、集款數萬萬、准其開弁各省鐵路礦務。其鐵路礦務利益、酌分成數、歸於國家、似此不假借貸、不事搜括、坐獲巨款、以舉大事、救急之策、凶存之計、未有過此者也。臣查中國民窮商匱、不能舉此、於萬國之中美國最富、又不利人土地、若招集美商弁此、彼必樂從」とあり、公司の設立とともにアメリカへの借款を提案している。また時を同じくして陳其璋によって代表された「統籌全局、請向美國借款、以相牽制、而策富強摺」(黃彰健編『康有為戊戌真奏議』中央研究院歷史語言研究所刊、民國六三年)においても、「為今之計、…惟有更向各國多借巨款、以之自強、即以之自保」と借款の必要性が強調され、さらにそれを用いて大規模に産業を興すべきと述べられる。

(22) 劉大鵬『退想齋日記』(山西人民出版社、一九九〇)光緒二八年正月十九日。

(23) 註(14)に同じ。

(24) 「総署収軍機処交片附張官等呈」、「礦務檔」一三九八〜一四〇一頁。以下の引用もこれによる。

(25) 東亜同文会『支那經濟全書』第一〇輯、三九七頁。

(26) 註(7)に同じ。

(27) 註(24)に同じ。

(28) 『德宗実録』光緒二十七年十一月庚辰。

(29) 「外務部収山西巡撫岑春煊稟附福公司合同應行簽議各条暨福公司原訂合同」、「礦務檔」一四二二〜二〇頁。以下の引用もこれによる。

(30) 陳其田『山西票莊考略』(商務印書館、民國二六年)、郭榮生

『山西民意代表』(山西文獻社、民國六七年)、一〇〇頁。

(31) 「外務部収軍機処交出趙爾巽抄摺」、「礦務檔」一四二二〜二二頁。

(32) 註(29)に同じ。

(33) 『愚齋存稿』卷六三、正月十七日、外務部電。

(34) 「外務部収鐵路大臣盛宣懷函附章程暨問答筆記」、「礦務檔」一四三三〜四一頁。

(35) 「外務部収盛宣懷函附會議問答暨會議節略」、「礦務檔」一四四二〜四九頁。なお、二〇〇万ポンドという額は、当時河南においても同様の章程が福公司との間に締結されており、その撤回のための賠償金も併せて提示された額である。

(36) 同上。

(37) 「盛大臣与福公司統訂合同四条」、「山西礦務檔案」十一〜十二頁。

(38) 『章程』の標題には、「製鉄」という語が付されていたが、条文内にはこの製鉄について規定している箇所はどこにもなく、『統訂合同』締結に際する交渉中においても中国側からしばしばこの語を標題に挿入したのは誤りだったと釈明されている。福公司はそれを認めようとはしなかったが、条文内に何ら規定がなかったということ、盛宣懷の執拗な交渉によって、この『統訂合同』第二条に至ったのであろう。

(39) 註(34)に同じ。

(40) 『愚齋存稿』卷六一、寄晋撫張小帆中丞。

(41) 例えば、以下のような記述を参照。「目下財力、既認弁礦五成、再須独弁鉄廠、股本恐不易集」(『愚齋存稿』卷六五、太原張中丞來電)。

(42) 註(40)に同じ。なお、この点については、菊池前掲も指摘している。

(43) 『愚斎存稿』巻六八、寄張筱中丞。

(44) 『光緒朝東華錄』光緒二十八年九月庚辰、盛宣懷奏、『愚斎存稿』巻八、「請設勸礦總公司摺」。

(45) 「外務部收商部文附山西巡撫來文暨咨山西巡撫文」、「礦務檔」一四六〇～六二頁。

(46) 「留東晉紳具直督袁呈」、「山西礦務檔案」四九頁。

(47) 「外務部發英使薩道義照會」、「礦務檔」一四六四頁。

(48) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務檔」一四七八～八三頁。

(49) 同上。

(50) 前掲『山西民意代表』、前掲『支那省別全誌』。

(51) 山西大學堂創設の経緯については以下を参照。『光緒朝東華錄』光緒二十八年五月乙酉、岑春煊奏、徐士湖「李提摩太与山西」

『山西文史資料』第四八輯)、南桂馨「山西大学紀略」(中国国民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『文史資料選輯』第八輯、中国文史出版社、徐士湖「解放前的山西大学」

『山西文史精選』⑨、建国前の山西教育、山西高校聯合出版社、王家駒「山西大学堂初創十年間」(『山西文史資料』第五輯)、

莫貢泉「山西大学堂和争礦運動」(『山西文史資料』第二輯)。

(52) 『東方雜誌』第一年第九期、「山西巡撫張奏選派晋省学生前赴日本就學摺」および郭榮生「清末山西留學生」(山西文献社、民国七二年)。

(53) 景梅九「罪案」(風日報社、民国十三年、所収 坂井洋史・嵯峨隆編『原典中国アナキズム史料集成』緑蔭書房、一九九四、

二四頁。なお本書の前半部訳として大高巖他『留日回顧』(平凡社、一九六六)がある。

(54) 以上の学生デモについての記述は、当時の山西大学堂学生莫貢泉の回想録である前掲「山西大学堂与争礦運動」による。

(55) 「全省学界呈請晋撫張主持廢約稟」、「山西礦務檔案」二九〇～三〇二頁、および「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務檔」一四八七～九〇頁。

(56) 中国社会科学院近代史研究所『辛亥革命時期期刊介紹』第三集、人民出版社、一九八三。

(57) 『罪案』五五頁。

(58) 「留東学界通告内地廢約自弁公啓」、「山西礦務檔案」二二二～二九頁。原文は以下の通り。

事已至此、夫復何言。背此孤城、惟奮一戰。況此事、若争之、不爭亦亡。与其不爭而亡貽千秋順民之羞、何如争之而亡留二十世亡国之念。：山西之害山西人受之、山西之事山西人為之。

(59) 同上。

某等謂合起全体之争者、在我父老聞之、莫不駭其難。以中国四千年來社会之学不講、团体之念不明、非烏合之衆、即散渙之民、安知所謂全体者。然漏舟同渡胡越一家、况猶是伯叔兄弟乎。：况争之以箇人之力、或恐一木難支。争之以全体之力、未必衆擎莫掣。

(60) 同上。

某等所謂離開合同之争者、实不忍逐條弁駁、解釈此亡国文券、豈無理暴動、蹈昔年拳匪覆轍乎。擬合同之大旨觀之、此合同顯係欺詐。我既借債於彼也、彼但享債權之益、不当更獲礦權之利。我若壳礦於彼也、彼但獲礦權之利、不当更享債權之益。今擬合

同所言、是債權者福公司、礦權者亦福公司。彼既得債權礦權双方之美名、我又被負債完權双方之大誚。今欧州既文明自負、世界上有此公理乎。且此次寄商務局函、有禁民開採新窯之語。是当年借債合同、今直為完礦文契、即謂之完礦文契而字行間又未見有禁民開採之詞。是福公司欲以加諸白痴瘋癲精神障害者之手段而加諸我山西也。欺詐之性質不顯破露乎。況欺詐行為法律認定無効。福公司既為欺詐、商務局即屬被欺。我不老年來恨商務局六十万之虧折、久動公憤、且不認前之商務局為我山西代表者、豈能認今之福公司為我山西主人翁乎。某等離開合同之爭之言、不但非野蠻爭動、實所謂文明競爭。

(61) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務檔」一四八五〜八七頁。

(62) この点については、当時の留日学生が鉱山問題にかこつけて革命を鼓吹しようとしていた、という景梅九の回憶からもうかがわれる。前掲『罪案』五五〜五六頁。

(63) 「プロビンシヤリズム」という用語については、民国期の連省自治運動を考察した以下の研究から援用した。Keith Schoppa, "Province and Nation: The Chekiang Provincial Autonomy Movement, 1917-1927", *Journal of Asian Studies* 36, no. 4, 1977. Prasenjit Duara, *Rescuing History from the Nation: Questioning Narrative of Modern China*, University of Chicago Press, 1995, chapter 6.

(64) 「外務部收山西全省学生稟附福公司与商務局来往函件」、「礦務檔」一四九二〜一五〇五頁。

(65) 「外務部收商部文附晋撫函晋豐公司并礦章程暨山西学生公稟」、「礦務檔」一五一八〜一六頁。

(66) 「外務部收山西巡撫張人駿咨附會議問答函稿公稟等」、「礦務檔」一四八五〜八七頁。

(67) 前掲『清末山西留學生』、「辛亥人物簡史」(『山西文史資料』第三〇輯)。

(68) 前掲『山西民意代表』、「山西早期同盟會員録」(『山西文史資料』第三〇輯)。

(69) 前掲『山西民意代表』、徐友春『民国人物大辞典』(河北人民出版社、一九九一)。

(70) 前掲王家駒「山西大学堂初創十年間」。

(71) 前掲『山西民意代表』一〇九頁。

(72) 註(65)に同じ。

(73) 「晋省代表与福公司在外部開議之問答」、「山西礦務档案」六〇〜六五頁。

(74) 「外務部收直隸總督袁世凱文附合同條款地畝暨認定股分清冊」、「礦務檔」一五五八〜六三頁。

(75) 汪敬虞『中国近代工業史資料』(科学出版社、一九五七)第二輯、下冊、七六五頁。

(76) 「外務部收英使朱邁典照会附天津日日新聞鈔録」、「礦務檔」一五七八頁。

(77) 生島廣治郎『山西省の工業発展—北支經濟の研究—』(神戸商業大学商業研究所叢書第五冊、宝文館、昭和十二年)。

(78) 李尚仁「山西争礦運動中李培仁蹈海的事実真象」(『山西文史資料』第八輯)。

(79) 「留東学生李烈士培仁蹈海絶命書」、「山西礦務档案」八八〜九三頁。原文は以下の通り。

嗚呼、我最親愛之父老兄弟、我最敬佩之青年志士、我將於長

別矣。我魂已逝而心尚未冷也、我目未瞑而口尚欲言也。我非甘死好死。我美不忍見彼紫髯綠睛暈之壞我利權、制我死命也。我美不忍見以礦為生之同胞頓失生計、困苦顛連而軼死溝壑也。我美不忍見無礦無路之同胞、脂膏既枯、体魄自殞、相率而至於無生類之慘狀。某西人謂中國礦產甲五洲、山西煤鉄甲天下。我同胞何幸生於斯、族於斯、擁此鉄城煤海之巨富。乃以糊塗総理衙門、媚外山西巡撫、於光緒二十四年、私立合同、送福公司、此約一成、則為我二千万同胞買下子約死券矣。…某今当与諸君永別、請立一誓、有制吾命者、吾亦斃其命。有絶吾生者、吾亦殺其生。山西人未全死、決不令外族侵我尺寸土。記之、記之、勿忘某此言。

(80) 前掲『罪案』五五～五六頁。

(81) 註(78)に同じ。

(82) 「録晋報載李烈士事」、『山西礦務档案』九五～九六頁。

(83) 前掲『山西辛亥革命史』。

(84) 前掲『退想齋日記』光緒三二年九月十八日。

(85) 「外務部收駐英參贊陳貽範函附訳件」、『礦務档』一五七二～七三頁。

(86) 『德宗実録』光緒三三年八月壬申、「外務部收山西巡撫文」、『礦務档』一五七三～七四頁。

(87) 「外務部收英朱使信」、『礦務档』一五七六頁。

福公司晋省開礦一事、現在京城會議、以便和平了結各条。…依聞晋省所派梁姓崔姓二人之意思、其距和平了結之宗旨甚遠。蓋該二人慾在平定州孟県等處、屏却福公司而起衝突也。又遣五台県之段雨田、陽曲県之范儒煌、平定州之玉照及劉昌義四人、赴平定州鼓惑輿情。…該党於今年九月十三、十五兩日、集會於

平定州爾時用煽惑之言演説。意謂晋省抵制福公司、惟有禁人售給地段之一法。依云、所有太原府之學生紳士等、既有成約、如有人敢私將地段售與福公司、即便殺却。…至晋省所遣梁崔一紳、既陽為和商之貌、乃經查、悉有陰助恐嚇福公司之行。

(88) 「外務部收英使朱邇典照会附天津日日新聞鈔件」、『礦務档』一五七八頁。

(89) 「外務部收英使朱邇典照会附天津日日新聞鈔件」、『礦務档』一五七七頁。

(90) 「外務部收山西商務局總弁劉篤敬等稟」、『礦務档』一五八九～九〇頁。

(91) この点については、例えば次のような記述を参照。運動が山西における工業化を促したことをうかがうことができる。「光緒三三年、晋省礦務自与福公司贖回而後、都人士頗知公司之利益、鼓吹礦權、提倡路政、於工業交通力求進行。而路礦、電燈火柴各公司遂漸次成立」(『山西全省財政説明書』經濟学会、一九一四、沿革利弊、各論、一四六頁)。

(ちや ひろし) 中国人民大学清史研究所高級進修生)